

憲法 Chapter 8

Date

/

Date

/

Date

/



次のア～オのうち、日本国憲法によって認められる「議院の権能」として、正しいものはいくつあるか。

- ア 憲法改正の発議
- イ 内閣総理大臣の指名
- ウ 皇室財産の授受の決議
- エ 弾劾裁判所の設置
- オ 国政調査権の行使

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

正解

1

[国会] 議院の権能

ア 誤り

憲法96条1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定している。したがって、**憲法改正の発議**は、「議院の権能」ではなく、「**国会の権能**」として認められる。

イ 誤り

憲法67条1項前段は、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」と規定している。したがって、**内閣総理大臣の指名**は、「議院の権能」ではなく、「**国会の権能**」として認められる。

ウ 誤り

憲法8条は、「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。」と規定している。したがって、**皇室財産の授受の決議**は、「議院の権能」ではなく、「**国会の権能**」として認められる。

エ 誤り

憲法64条1項は、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」と規定している。したがって、**弾劾裁判所の設置**は、「議院の権能」ではなく、「**国会の権能**」として認められる。

オ 正しい

憲法62条は、「両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。」と規定している。したがって、**国政調査権の行使**は、「**議院の権能**」として認められる。

以上により、正しいものは**オの1つ**であり、正解は**1**となる。